

# 記入例

## 児童手当 認定請求書

緑の項目を記入してください。

		提出年月日 <b>令和6・8・17</b>		※受付確認年月日 令和 . . .									
		※認定・却下年月日 令和 . . .		※支給開始年月 令和 . . .									
請 求 者	① (フリガナ) 氏名 (法人名等)	<b>モトミヤ タロウ</b> <b>本宮 太郎</b>		② 性別 <b>男</b> ・女	③ 生年月日 <b>昭</b> ・平成 <b>55・9・12</b>								
	⑥ 住所 (法人の主たる事務所の所在地)	〒 <b>969 - 1192</b> <b>本宮市本宮字万世212</b> 電話 <b>0 2 4 3 (2 4) 5 3 7 5</b>		④ 職業 <b>ア</b> 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でない者	⑤ 配偶者 <b>有</b> ・無								
	⑦ 個人番号	<b>マイナンバー12桁の数字</b>		⑧ 請求者の加入している公的年金制度の種類 <b>ア</b> 厚生年金保険 イ. 国民年金 ウ. その他 ( )	⑨ 所得の状況 令和 <b>5</b> 年分所得額 (請求者) <b>3,000,000</b> 円 (配偶者) <b>0</b> 円								
配 偶 者 等	⑩ (フリガナ) 氏名	<b>モトミヤ マユミ</b> <b>本宮 まゆみ</b>		⑫ 生年月日 <b>昭</b> ・平成 <b>54・12・5</b>	⑪ 請求者の控除対象配偶者または同一生計配偶者の場合に○印 <b>控除対象配偶者</b> 同一生計配偶者								
	⑪ 住所 (⑥と異なる場合)	〒 -		⑬ 職業 <b>ウ</b> 被用者等でない者	⑭ 個人番号 <b>マイナンバー12桁の数字(配偶者の方が市外在住場合は必須)</b>								
⑮ 児童の兄姉等 (18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)	(フリガナ) 氏名	続柄	生年月日	監護相当の有無	生計費負担の有無	同居・別居の別	海外留学をしている場合の出国年月	※算定対象の場合に○印					
	<b>モトミヤ ジロウ</b>	子	<b>平成 15・8・20</b>	<b>有</b> 無	<b>有</b> 無	<b>同</b> 別	令和 年 月						
	<b>モトミヤ サブロウ</b>	子	<b>平成 17・10・3</b>	<b>有</b> 無	<b>有</b> 無	<b>同</b> 別	令和 年 月						
	<b>モトミヤ アユミ</b>	子	<b>平成 20・7・9</b>	<b>有</b> 無	<b>同</b> 維持	<b>同</b> 別	令和 年 月						
⑯ 児童 (18歳に達する日以降最初の3月31日までに在る者)	(フリガナ) 氏名	続柄	生年月日	監護の有無	生計関係	同居・別居の別	海外留学をしている場合の出国年月	住所 (別居の場合)	※児童との関係該当する場合に○印	※第3子以降の場合に○印	※3歳未満の場合に○印	※左記以外の場合に○印	※手当月額
	<b>モトミヤ サクラ</b>	子	<b>平成 25・11・28</b>	<b>有</b> 無	<b>同</b> 維持	<b>同</b> 別	令和 年 月	<b>本宮市本宮字千代田60番地1</b>					円
0歳～高校生世代									・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	(月額30,000円)	(月額15,000円)	(月額10,000円)	円
									・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	(月額30,000円)	(月額15,000円)	(月額10,000円)	円
⑰ 支払希望金融機関	名称	預金種別	支店コード	支店名	口座番号	口座名義(カナ)		※合計月額					
	<b>東邦 銀行 金庫 信組 協 漁協</b>	<b>普通</b>	<b>2 0 5</b>	<b>本宮支店</b>	<b>口座番号を記入してください</b>	<b>モトミヤ タロウ</b>							

子の保護者のうち所得が高い方になります。

1月1日時点の住所が⑥と異なる方は記入してください。

◆監護相当とは  
監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をしている場合

◆生計費負担とは  
仕送り等を含めた、学費・家賃・食費などのうち少なくとも一部を保護者が負担していて、かつ、これを欠くと通常の生活水準を維持することができない場合。(婚姻、出産、就職している子も含む)

[注意]  
⑮「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合は、本請求書と併せて「監護相当・生計費の負担についての確認書」をご提出ください。

住民票上の住所で判断します。  
請求者と⑰に記入した子の住民票上の住所が異なる場合は「別居監護申立書」の提出も必要となります。

◆監護とは  
子の監督・保護を行っている(面倒をみている)こと

・「同一」...子の生活費を負担するのが父母の場合  
・「維持」...父母以外が生活費を負担する場合

登録できる口座は請求者名義の口座のみとなります。※配偶者や子名義のものは不可

## 注意

- 1 ①の欄は、請求者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。
- 2 ⑥の欄は、請求者が個人である場合は住民票上の住所を、法人である場合は主たる事務所の所在地を右欄に記入してください。  
また、請求者が個人であり、本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に他の市町村（特別区を含みます。以下同様です。）に住所を有していた場合は、当該住所を左欄に記入してください。
- 3 ⑦の欄は、請求者が個人である場合のみ12桁の個人番号を記入してください。
- 4 ⑧の欄は、⑩の欄に3歳に満たない児童がいる請求者に限り、請求の日における公的年金制度の加入の状況について、次により記入してください。  
ア 加入している公的年金制度について、「ア」から「ウ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。「ウ」を○で囲んだ場合は、（ ）内にその年金の名称を記入してください。  
イ 「ア」を○で囲んだ場合で、第四種被保険者又は高齢任意加入被保険者（これらの者が保険料を自ら全額負担している場合に限り、）であるときは、当該欄の余白に「四種」又は「高任」と記入してください。
- 5 ⑨の欄は、請求者及び配偶者の前年（1月から5月までの月分については、前々年をいいます。）の所得についての市町村民税又は特別区民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得金額及び短期譲渡所得金額（譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額）並びに先物取引に係る雑所得等の金額、特例適用利子等の額、特例適用配当等の額、条約適用利子等の額並びに条約適用配当等の額の合計額を記入して下さい。
- 6 ②、③、④、⑤、⑧及び⑨の欄は、請求者が法人である場合は記入する必要はありません。
- 7 ⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭及び⑮の欄は、2人以上で児童を養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下同様です。）している場合に記入してください。「配偶者等」とは、児童を養育をする配偶者、未成年後見人等をいいます。なお、配偶者には、児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、請求者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。  
⑪の欄は、配偶者等が他の市町村に住所を有する場合に住民票上の住所を上欄に記入してください。また、配偶者等が本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に上欄と異なる市町村に住所を有していた場合は、当該住所を下欄に記入してください。
- 8 ⑯の欄は、⑰の欄に記載する児童の兄姉等のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
- 9 ⑯の「監護相当の有無」の欄は、監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をしている場合には、有を○で囲んでください。
- 10 ⑯の「生計費の負担の有無」の欄は、⑯の欄に記載した子が受給者の収入により子の日常生活の全部又は一部を営んでおり、かつ、これを欠くと通常の生活水準を維持することができない場合には、有を○で囲んでください。例えば同居であって子の学費や家賃・食費等の生計費の一部を親が負っている場合、別居であって親が学費や生計費の一部を仕送りしている場合等が該当します。
- 11 18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が海外に留学している場合は、⑯の「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか（出国した年月）を記入してください。
- 12 ⑰の欄は、請求者が養育をする18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
- 13 児童が海外に留学している場合は、⑯の「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか（出国した年月）を記入してください。
- 14 ⑰の「生計関係」の欄は、次によって記入してください。  
ア 「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしているときに○で囲んでください。  
イ 「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 15 この請求書には、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含みます。）によって市町村長（特別区の区長を含みます。）が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。  
ア 児童又は児童の兄姉等が他の市町村に住所を有する場合は、その児童の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が世帯主でない場合には世帯主との統柄が記載されたもの  
イ 児童が海外に留学している場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類  
ウ 児童が請求者自身の子であり、請求者がその児童と別居している場合は、請求者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類  
エ 請求者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類  
オ 請求者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類  
カ 児童が請求者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び請求者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類（請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。）  
キ 生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類  
ク 請求者に配偶者がいる場合には、本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に他の市町村に住所を有していた場合は、請求者又は配偶者の前年（1月から5月までの月分については、前々年をいいます。）の所得の額についての市町村長の証明書  
ケ ⑰の欄に3歳に満たない児童がいる請求者が被用者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類  
コ ⑯の欄の「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合は、「監護相当・生計費の負担についての確認書」  
サ ⑯の欄の「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合に、⑯の欄に記載した子が海外に留学している場合は、当該子が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き4年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類

## 備考

1. ⑦及び⑮の欄を除き、必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
2. 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。